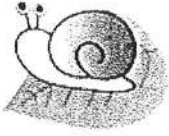


Working Voice

ワーキング ヴォイス



No.4 2009年6月15日



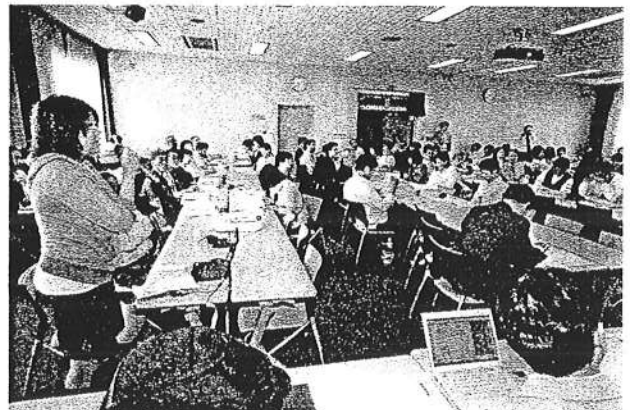
今回のワーキングヴォイスは、5月23日、24日の2日間にわたって愛媛大学で開催された「貧困と多重債務を考える四国研究交流会」の集会の内容について、報告の中で特にお知らせしたい3つの項目を紹介させていただきます。

反貧困ネットワークの各県の報告の中から、愛媛県の路上生活者の支援を考える市民団体「オープンハンドまつやま」（代表 愛媛大学法文学部准教授 丹下晴喜）の活動について紹介致します。

また四国においても「貧困問題」は深刻化しており、問題解決の具体的な手段として、「生活保護制度」と「生活福祉資金貸付制度」の2つの制度について取り上げてみました。



四国各県から専門家など120人が参加



オープンハンドの学生さんからの報告

ホームレス支援を考える会 オープンハンドまつやまからの報告

1. 設立と会の概要

2001年に松山市では124名の路上生活者が確認されましたが、路上生活者を支援する団体は全く存在していないという状況でした。その後、路上生活者の「可視化」が進行する中2004年頃から少数の有志によって、路上生活者問題の学習と簡単な支援活動が行われていました。2005年1月より大学教員、学生、松山市議などのメンバーを中心に、支援組織立ち上げの準備を行っていた矢先に、同年2月末、石手川河川敷でテント生活をしていた高齢女性が焼死するという事故が起きました。この事故は、路上生活者の命を守るという点で活動の水準を引き上げる契機となりました。同年3月、市民団体「オープンハンドまつやま」を正式に立ちあげ、路上生活者の支援活動をスタートしてきました。メンバーは学生が中心となり、数名の社会人から構成されています。

2. 活動内容

オープンハンドまつやまでは、現在、松山市の路上生活者は40～50名位と把握しています。活動内容に関しては以下の様な事を行っています。

○ 夜回り：毎週水曜日 21 時～ 市街地の巡回、生活や健康についての相談、日用品などの提供、行政の各種制度の説明、就労についてなど、様々な情報提供を行っています。

○ 昼回り：毎月第3日曜日 14 時～ 市内で夜回りと同じ活動内容で行っています
その他にも、炊き出し、おむすびや味噌汁などの提供、市役所福祉課へ「生活保護申請」の同行、日用品の寄付品募集などです。

3. オープンハンドまつやまの関わりを通して

路上生活をしている人は、多様な問題を抱えておりそのために、その人にあった対応が必要とされます。一般化して「ホームレス」としてどう支援していくかではなく、「その人」とどう関わっていくかを考えなければいけません。「個人」対「個人」の信頼関係を築きあげることが大切です。一般的に「ホームレス」の人たちは、「自分が好きでこのような生活をしている」「頑張っていないから」「自分に甘えがあるから」と言われていますが、路上で生活している人は「社会が悪い、自分は悪くない」と思っている人はいません。何かしら、自分の中で自分を責めている人が多いのです。

福祉の分野や、いろいろな制度でカバーされなければいけないのに、そういう制度の網目から抜け落ちた人たちが路上で生活をしているという現状です。

4. 今後の課題

路上生活に至るまでの経緯は人によって様々です。「路上生活支援とは何か」「当事者に何が不足しているか」「何が必要か」などコミュニケーションを取りながら読み取っていきたいと思っています。

路上生活者同志のコミュニティが出来上がっていて、生活保護を受けることによってコミュニティから抜け出して社会には復帰できるが、人間的に孤立してしまうという事があります。生活保護を受けられた方を対象に食事会（なのはなの集い）を通して人間的なつながりを持つようにしています。

学生と社会人が中心に活動しているので、法律等の専門知識が充分でないため医療や行政、法律関係者との連携が非常に大切です。

皆さんにも活動に参加して頂く中で、「ホームレス」という現実を知った上で「ホームレス」に対する偏見や差別を減らして頂きたいと思います。



分科会でも活発な意見交換がされました



セーフティネット貸付について話す村上弁護士

生活保護制度の活用について

生活保護制度の正しい理解について「生活保護問題対策全国会議 事務局長の小久保哲郎弁護士」から概ね、次のような報告がありました。

今、非正規雇用の拡大などによって、働く場がない、あるいは働いても生活ができないワーキングプアが増えています。働いているか、求職活動中の世帯のうち、2割近くもの世帯が、生活保護基準以下で生活しているといえます。(後藤道夫教授(都留文科大学)による分析) また、失業した時の雇用保険や、年金などの社会保障のセーフティネットも十分に機能していないのが現状です。

働いても収入が足りない。「派遣切り」で仕事と住まいを一気に失う。病気になって、障害を負って、収入がない。こんな状況に誰もが陥りやすい状態になっています。

この国の憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることができないときに生活保護を利用して生活を立て直すことは、誰にも認められた権利です。もちろん、雇用や社会保障のあり方全体を見直して、簡単に貧困に陥らないような社会を作っていくことは大事です。でも、今まさに経済的に困窮している人が生活を立て直すには、生活保護の利用がどうしても必要です。

また生活保護の基準は、社会の仕組みの中で、様々な基準として使われています。最低賃金、課税最低限、就学援助、高校授業料の減額基準などは、生活保護基準をもとに定められています。近年、生活保護基準の引き下げがいわれることがありますが、生活保護基準が引き下げられれば、生活保護を利用している人だけではなく、生活保護以外の施策を利用しようとする人にとっても大きな影響が出てきます。生活保護基準は多くの人々にかかわる問題なのです。

1. 生活保護の種類

生活扶助…… 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

教育扶助…… 義務教育に伴って必要な教科書、その他の学用品等

その他に、「住宅扶助」「医療扶助」「介護扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」などがあります。

2. 生活保護を利用するには

都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所で行っています。福祉事務所は、市役所の「保護課」「福祉課」などの名称でおかれています。そこで「生活保護申請書」をもらうか、定型の申請書でなくてもいいので、「生活保護申請書」「ご本人の住所、氏名、生年月日」「困っている理由」「申請日」を書いて提出します。

3. 手続きの流れ

事前相談 → 生活保護申請 → 調査 → 要否判定、決定

原則 14 日以内 (例外 30 日以内) に理由を付した書面による通知



調査の内容

- ・ 預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・ 扶養義務者による可否の調査
- ・ 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- ・ 就労の可能性の調査

※ 四国における法律家ネットワークが設立されました。

問い合わせは、「四国生活保護支援法律家ネットワーク事務局」(新居浜市 菅陽一弁護士)

電話050-3473-7973

セーフティネット貸付の活用について

生活保護に至る前段のセーフティネット貸付について、村上晃弁護士より社会福祉協議会が取り扱っている生活福祉資金貸付制度についての紹介がありました。

報告の中では、現下の社会状況において、あらゆるセーフティネットの施策を活用し、生活に困窮する低所得者の生活を支援する必要がある、中でも公的な資金を原資として貸付を行う生活福祉資金貸付制度が果たすべき役割は、極めて大きいものであるとし、資金を必要とする低所得者に対し、サラ金やヤミ金をその代行とすることのないよう積極的かつ迅速に貸付が行われるべきであると訴えられました。

1. 生活福祉資金貸付制度とは？

低所得者世帯などに対して、低利または無利子で資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的としています。

2. 貸付対象

低所得者世帯……必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）

障害者世帯……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯

高齢者世帯……日常生活上療養又は、介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

失業者世帯……生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯

3. 貸付資金の種類

「更生資金」「福祉資金」「修学資金」「治療・介護等資金」「緊急小口資金」「災害援護資金」「離職者支援資金」「長期生活支援資金」「要保護世帯向け長期生活支援資金」などです。

労働・生活相談ホットラインをスタートしました

相談時間：月～金曜 9:00～17:00(水曜日は～19:00まで) 休日：土・日・祝祭日

相談内容

☆労働相談

雇用・賃金未払い・契約の不利益変更・労働条件ほか

☆生活相談

保険：見直し・セカンドライフプラン他

年金：年金のしくみ・裁定手続き・在職・併給調整ほか

子育て支援情報の提供ほか

☆金融相談

高金利から借り換え

サラ金・多重債務問題の解決支援他

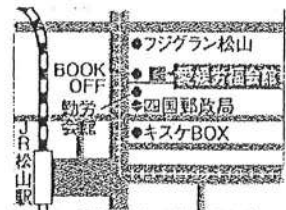
相談方法

☆電話相談 089-915-2400

☆FAX相談 089-947-5616

☆メール相談 sh-roufuku@lib.e-catv.ne.jp

☆来訪相談 専用相談室(愛媛労福協会館 3F)でお伺いします。



愛媛県労働者福祉協議会(愛媛くらしの相談センター) 松山市宮田町125番地

愛媛県委託事業(平成21年度労働者の声発信事業)

発行 社団法人 愛媛県労働者福祉協議会

〒790-0066 松山市宮田町125番地 愛媛県労福協会館 3階

TEL 089-946-2296 FAX 089-947-5616

メールアドレス e-roufuku@leo.e-catv.ne.jp